

株式会社ヨドウェア定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ヨドウェアと称し、英文では Yodoware Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- インターネットサービスの企画・開発・運営
- ソフトウェア技術に関するコンサルティング
- 精密機器の企画・開発・製造・輸出入・買取・販売
- 古物営業法に基づく古物商
- 上記各号に附帯または関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、20,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、代表取締役の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により、当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当社の株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として、株主名簿に記載もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人が署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求ことができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録および信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき、質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に、当事者が署名または記名押印し、提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため、必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届け出)

第13条 当会社の株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、住所、氏名または名称および印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(招集通知)

第15条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会社法第298条第1項第3号または第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、会日の5日前までに発する。

2 前項の招集通知は、会社法第298条第1項第3号または第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号または第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役の決定であらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

3 取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第18条 取締役または株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができる者に限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき、株主の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主が代理人を持って議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第 20 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところによりその経過の要領およびその結果等を記載または記録した議事録を作成し、議長および出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名をし、株主総会の日から 10 年間本店に備え置く。

第 4 章 取締役

(取締役の員数)

第 21 条 当社は、取締役 1 名以上を置く。

(取締役の選任)

第 22 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第 23 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(取締役の任期)

第 24 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- 2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべきときまでとする。

(代表取締役および社長)

第 25 条 当社に取締役を 2 名以上置く場合には、取締役の互選により代表取締役 1 名を定め、代表取締役をもって社長とする。

- 2 当社に置く取締役が 1 名の場合には、その取締役を社長とする。

- 3 社長は、当社を代表し、当社の業務を執行する。

(報酬等)

第 26 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計算

(事業年度)

第 27 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当等)

第 28 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第 6 章 附則

(設立に際して出資される財産の価額および成立後の資本金の額)

第 29 条 当社の設立に際して、出資される財産の価額は金 500 万円とする。

2 当社の成立後の資本金の額は、金 500 万円とする。

(最初の事業年度)

第 30 条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成 29 年 12 月 31 日までとする。

(設立時取締役および設立時代表取締役)

第 31 条 当社の設立時取締役および設立時代表取締役は、次のとおりとする。

住所 (参考資料に付き住所省略)

設立時取締役および設立時代表取締役 西田琢也

(発起人の氏名、住所等)

第 32 条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける設立時発行株式の数、および設立時発行株式と引き換えに払い込む金銭の額は次のとおりである。

住所 (参考資料に付き住所省略)

西田琢也 5,000 株 金 500 万円

(定款に定めのない事項)

第 33 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法そのほかの法令の定めるところによる。

以上、株式会社ヨドウェア設立のため、発起人西田琢也は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

(参考資料に付き電子署名無し)

平成 29 年 5 月 23 日

(参考資料に付き住所省略)

発起人 西田琢也